

教義指第1292号
令和2年2月25日

各市町村教育委員会教育長
伊奈学園中学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について
(通知)

標記の件について、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。
市町村教育委員会においては、貴管内の学校等に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について
感染拡大の防止の観点から、家庭との連携による嚴重な健康状態の確認(検温)を行い、発熱や咳などの風邪の症状がみられるときは自宅で休養するよう指導を徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせずに「出席停止・忌引き等の日数」として記録を行うことができること。
- 2 埼玉県公立高等学校入学者選抜について
令和2年2月28日(金)及び3月2日(月)に行われる令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - (1) 受検生が新型コロナウイルスに感染した場合、学力検査、追検査は受検できないため、調査書により特別な選抜を実施する。
 - (2) 新型コロナウイルスに感染していないが、学力検査当日に体調不良の受検生は志願先高等学校において別室受検を申し出ることができる。なお、インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により学力検査の受検が上記の日程でできなかった受検生は、令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項に則り、3月4日(水)に行われる追検査を受検することができる。

担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育指導担当 浅川・田邊 電 話 048-830-6748 県立学校部高校教育指導課 学びの改革担当 中村・大久保・發智・小島 電 話 048-830-6766
